

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成 20 年 3 月 14 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース茶畑店・岩手中央農業協同組合盛岡東支所 盛岡市中野一丁目 25 番 3 ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ユニバース
 - イ 岩手中央農業協同組合
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
 - ア 株式会社ユニバース
 - イ 株式会社藤森
 - ウ 岩手中央農業協同組合
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成 20 年 11 月 1 日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,076 平方メートル
 - (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 134 台
 - イ 出入口 5 箇所
 - (7) 駐輪場の収容台数 60 台
 - (8) 荷さばき施設の面積 196 平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の容量 39 立方メートル
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社ユニバース及び株式会社藤森
 - (ア) 開店時刻 午前 9 時（年間 4 日に限り午前 6 時）
 - (イ) 閉店時刻 午前 0 時
 - イ 岩手中央農業協同組合
 - (ア) 開店時刻 午前 8 時
 - (イ) 閉店時刻 午後 5 時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 駐車場 1 午前 7 時 30 分から午前 0 時 30 分まで（年間 4 日に限り午前 5 時 30 分から午前 0 時 30 分まで）
 - イ 駐車場 2 午前 7 時 30 分から午後 10 時まで（年間 4 日に限り午前 6 時から午後 10 時まで）
 - (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 荷さばき施設 1 及び 2 午前 6 時から午後 10 時まで
 - イ 荷さばき施設 3 午前 6 時から午前 7 時まで
- 2 届出年月日 平成 20 年 2 月 29 日
- 3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所